

上田地域広域連合広報紙「うえだ広域」有料広告掲載取扱基準

令和 7 年 4 月 1 日

1 広告掲載の概要

広報紙名：「うえだ広域」

発行回数：年 4 回：7・10・1・4 月

掲載場所：各号の裏表紙下部（原則）

広告規格：縦 50mm×横 175mm

刷 色：広報紙本文と同色（原則）

掲 載 料：1 枠 33,000 円（消費税込）

掲載枠数：1 号につき 1 枠

掲載回数：同一申込者の同一年度内における掲載は 1 回を限度とする。

ただし他に申込みがなかった場合は、この限りではない。

2 申込資格

上田地域広域連合有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に規定する広告掲載基準を満たす者

3 申込方法

(1) 申込書類

ア 上田地域広域連合有料広告掲載申込書（様式第 1 号）

イ 広告原稿案

ウ 納税証明書の原本（申請日から 3 月以内に発行された、納税義務のある市区町村のもの）

(2) 申込期限

広報紙または広域連合ホームページ等において指定された期日まで

(3) 申込先

上田地域広域連合事務局企画課

4 広告掲載の流れ

(1) 申込み

所定の申込書類を提出すること。

(2) 広告審査

上田地域広域連合広告審査委員会は、要綱及び上田地域広域連合広報紙「うえだ広域」有料広告実施要領に基づき審査を行う。

(3) 掲載可否の決定

審査結果に基づき、広域連合長が掲載の可否を決定し、その結果を通知する。

(4) 掲載者の決定

ア 審査結果の通知

(ア) 広域連合長は、提出された申込書等の内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

(イ) 審査結果は、広告掲載審査結果通知書（様式第2号）及び上田地域広域連合有料広告掲載決定通知書（様式第3号）又は上田地域広域連合有料広告不掲載決定通知書（様式第4号）により、申込者に通知する。

イ 抽選による決定

(ア) 審査の結果、2件以上の申し込みがあった場合は、抽選により掲載者を決定する。

(イ) 抽選会の案内、掲載決定及び抽選結果については、以下のとおり通知する。

a 抽選会の案内

(a) 広告掲載の審査の結果、掲載可能と判断された申込者全員

に、上田地域広域連合有料広告掲載者決定抽選参加通知書（様式第5号）を送付する。

- (b) 抽選会に代理人が参加する場合は、委任状を指定する期日までに提出しなければならない。また、抽選会に欠席する申込者は、指定する期日までにその旨を事務局に連絡し、抽選に関するすべての権限を事務局に一任するものとする。事務局は委任により、抽選会に参加し、くじを引くものとする。

b 掲載決定通知

抽選の結果、抽選順位1位となった広告掲載の申込者に対して、上田地域広域連合有料広告掲載決定通知書（様式第3号）を送付する。

c 抽選結果通知

抽選の結果、掲載順位2位以下となった広告掲載の申込者に対して、抽選結果（掲載順位）及び繰り上げ掲載についてを記載した上田地域広域連合有料広告掲載抽選結果通知書（様式第6号）を送付する。

(5) 広告料の納入

指定された期日までに、納入通知書により広告料を一括納入すること。

(6) 広告原稿の提出

指定された期日までに、指定された方法により広告原稿を提出すること。

(7) 広告掲載の範囲

広告掲載の範囲は、紙媒体の広報紙とし、電子文書化した広報紙には、広告は掲載されないものとする。

5 広告掲載基準

別表に掲げる広告は掲載できない。

6 注意事項

(1) 広告内容に関する責任

広告内容に関する責任は、広告主に帰属し、第三者から広告掲載により被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主が責任を持ってこれを解決するものとする。

(2) 広告掲載後の変更等

広告掲載後、内容の変更や修正は原則としてできない。

(3) 広告掲載の取消し

以下に該当する場合は、広告掲載を取り消すことがある。

ア 要綱や上田地域広域連合広報紙「うえだ広域」有料広告掲載実施要領に違反した場合

イ 広域連合長が広告掲載に支障があると判断した場合

(4) 広告掲載の取下げ

広告主の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、掲載を希望する号の校了日までに、上田地域広域連合有料広告掲載取下申出書（様式第8号）により、広域連合長に申し出ること。

7 広告掲載料の還付

既に納付した広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載を中止したときは、その全部または一部を還付することができる場合がある。

8 お問い合わせ先

上田地域広域連合事務局企画課

電話番号：0268-43-8818 FAX 番号：0268-42-6740

メールアドレス：kikaku@area.ueda.nagano.jp

【別表】

要綱第3条各号の項目	掲載できない広告の具体例
(1) 政治性のあるもの (2) 宗教性のあるもの (3) 選挙に関するもの (4) 意見広告 (5) 名刺広告	・政党等の講演会等に関するもの ・公職選挙法に抵触するおそれがあるもの ・公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの ・布教、義捐金募集等による宗教活動に類するもの ・個人、団体等の主義主張に関するもの（意見広告） ・個人、又は法人等の名刺広告
(8) 人権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの (9) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの	・個人や他企業等を誹謗中傷するもの ・人権侵害、差別、名誉棄損のおそれのあるもの ・公衆に不快の念、又は危害を与えるおそれのあるもの ・いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの ＊「公の秩序」→国家社会の秩序や一般的利益 ＊「善良の風俗」→社会の一般的道徳観念
(10) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの	・水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの ・暴力、又はわいせつ性を連想させるもの
(11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの	・消費者被害の未然防止等の観点から適切でないもの
(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 （昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定に 該当する営業に係るもの、又はこれに類似するもの	・キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、国家公安委員会規則により計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの ・喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5㎡以下である客席を設けて営むもの

	・まあじやん屋、ぱちんこ屋、その他施設を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業 ・スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊戯設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれがある遊戯に用いることができるもの（国家公安委員会規則で定めるものに限る）を備える店舗、その他これに類する区画された施設（旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で、政令で定めるものを除く）において、当該遊戯設備により客に遊戯をさせる営業 ・ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業
(14) 広域連合の公共性、中立性、又は品位を損なうおそれのあるもの	・過剰な利益追求を内容とするもの ・投機、射幸心を著しくあおる表現のあるもの ・広域連合が広告主を支持、またはその商品やサービスなど広告の内容を推奨、あるいは保証しているかのような表現のもの
(15) 前各号のほか、国、長野県、広域連合等が制定した関連諸法規等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの	・個別法により表現内容に禁止事項のあるもの *医療法、*柔道整復師法 *あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律 ・長野県屋外広告物条例(平成5年長野県条例第23号)による屋外広告物の規制

(17) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと 広域連合が認めるもの	・債権の取引、示談引受け等をうたったもの ・氏名、写真、商標、著作物等を無断で使用したもの ・ギャンブルに係るもの ・消費者金融に係るもの ・たばこに係るもの ・社会問題を起こしている業種や事業者に係るもの ・良好な景観、又は風致を害するおそれのあるもの ・責任の所在が不明確なもの ・内容が不明確なもの ・虚偽または誤認されるおそれのあるもの (誤認の例) 1 広報記事と紛らわしい体裁・表現で広告であることが不明確なもの 2 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位、又は有利であるような表現のもの 3 社会的に認められていない許認可、保証、賞、又は資格などを引用して権威づけようとするもの 4 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優位又は有利であるような表現のもの
--	---